

第5章 計画期間

計画期間は、中期計画期間（平成45年度（2033年度））及び長期計画期間（平成65年度（2053年度））の計画目標を展望しながら、平成26年度から平成35年度（2023年度）までの10年間とし、社会経済状況、集約拠点地区の事業の進捗状況を踏まえて、中間年次において必要に応じて見直しを行うこととします。

低炭素化に係わる機器の設備や技術革新などは、日進月歩していること、国のCO₂の削減目標が平成32年（2020年）であることを見据えて、中間年次は5年後の平成31年度（2019年度）とします。

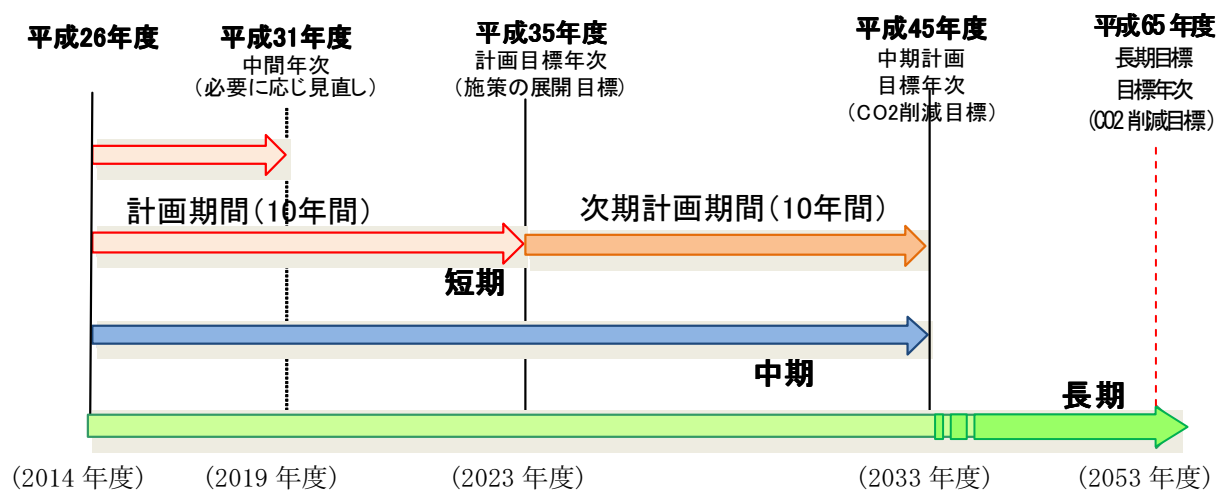


図 5-1 計画期間